平成２１年（フ）第１９０号
埼玉県春日部市備後東７丁目６番10号
破産者　羽鳥　　親
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３７２号
神奈川県藤沢市桐原町21番地
破産者　湘南プレート株式会社
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５２９号
広島市中区舟入川口町４番12号
破産者　株式会社レアーウッド
1　決定年月日　平成21年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３５号
福島市大森字高田１番地の４
破産者　有限会社共和クレーン
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成１９年（フ）第２７６号
最後の住所福島県喜多方市桜ガ丘２丁目36番地
破産者　被相続人亡唐橋賢兒相続財産
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２２号
富山市五福1927番地
破産者　有限会社本和堂
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３０号
愛知県幡豆郡一色町大字細川字四番割13番地４
破産者　有限会社杉浦化工
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第５７号
兵庫県洲本市五色町都志万歳23番地
破産者　株式会社マルキ電機商会
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第２６２号
徳島県阿波市阿波町居屋敷203番地１
破産者　有限会社トータクアパレル
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第９１０号
愛媛県伊予市湊町283番地２
破産者　有限会社網建
1　決定年月日　平成21年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第７１号
東京都葛飾区お花茶屋３丁目24番２号
破産者　小池　節子
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第５８号
茨城県つくば市東２丁目１番地９　大野住宅１号
破産者　西田　正男
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第５９号
茨城県つくば市東２丁目１番地９　大野住宅１号
破産者　西田　克枝
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第４９８号
埼玉県蓮田市大字蓮田54番地、開始決定時の住所埼玉県蓮田市大字馬込1362番地の８
破産者　大滝　秀紀
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第７０４号
埼玉県桶川市大字下日出谷957番地の11
破産者　皆川　要二
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９５９号
埼玉県川口市芝富士１丁目24番７号　コミヤハイツ101号
破産者　小林志げみ
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９１１号
横浜市戸塚区汲沢３丁目１番21―307号、開始決定時の住所横浜市戸塚区汲沢３丁目１番18―306号
破産者　佐伯　康志
1　決定年月日　平成21年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３８号
熊本市清水新地６丁目８番98号
破産者　坪根志呂樹
1　決定年月日　平成21年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４３７号
岩手県花巻市星が丘２丁目24番３号
破産者　鎌田　一也
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第３９７号
福島県郡山市開成５丁目６番２号
破産者　山﨑　純子
1　決定年月日　平成21年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係